

令和6年度 児童館ランドセル来館利用申請のご案内

市では、保護者が仕事等で家庭での保育が困難な児童に、学童保育所とは異なり、学校から帰宅せずランドセルを背負ったまま、直接児童館に行くことができる「児童館ランドセル来館事業」を行っています。

<利用申請受付>

- 1 申請期間 令和5年11月1日（水）から令和6年2月15日（木）まで
※上記申請期間以降も申請は可能ですが、結果の通知までにお時間をいただきますのでご注意ください。
※利用を開始したい月の前月15日までに申請してください。
※応募が多数の場合、待機となる場合もあります。
 - 2 場所・時間（正午～13時は除く）
 - ・子ども育成課 月～金曜日 8時30分から17時まで（市役所1階23番窓口）
11月4日、12日のみ 9時から17時まで臨時受付（市役所2階209会議室）
 - ・児童館 9時から20時まで
 - ・西立川児童会館 9時30分から17時まで
 - ・電子申請 令和5年11月1日（水）8時30分から令和6年2月15日（木）20時まで
- ※ いずれも年末年始、祝日は除く（電子申請を除く）。
- ※ 年末年始と祝日に加え、児童館は館内整理日、西立川児童会館は館内整理日と日曜日を除く（電子申請を除く）。
- ※ 地域の学童保育所に入所申請を行う場合は、併せて学童保育所でも申請できます。
- ※ 児童館（児童会館）では学童保育所の入所申請は受け付けていません。

<利用施設および利用時間>

- 1 利用施設 市内児童館、児童会館（裏面参照） 各30人
 - 2 利用日 令和6年4月1日～令和7年3月31日のうち、月1回の館内整理日を除いた小学校の登校日
 - 3 利用時間 放課後から18時まで ※18時以降はご利用できません。
 - 4 利用費用 無料
 - 5 利用内容 放課後、児童館（児童会館）内での自由遊びや児童館（児童会館）行事への参加等。
学童保育所と違い、保育・おやつ提供はありません。
- ※ 大規模な災害が予想される場合などは、利用日でも閉館となる可能性があります。

<対象者>

基本的に学童保育所への入所申請要件に準じますが、勤務等の日数・時間の要件はありません。

- 1 市内在住の小学生で、保護者の就労・就学（日数、時間の要件は無し）、疾病その他の事由により、家庭での保育が困難な児童。
 - 2 児童自身で登館でき、集団生活の中で身のまわりの事が自分でできる児童。
 - 3 放課後子ども教室くるぷれ実施校に在籍の児童は利用できません。（第一小、第二小、第三小、第五小、第六小、第十小、南砂小、柏小、松中小、大山小、上砂川小）
- ※ 集団内での見守り事業です。身体的な介助や、コミュニケーション等の支援を行う職員の加配はありません。支援が必要な場合は児童の放課後の居場所として地域の学童保育所や、放課後等デイサービス（障害福祉課 042-523-2111 内線1517～1523）等をご利用ください。
- ※ 学童保育所に入所した児童は利用できませんので、ご注意ください。

＜申請書類＞

- 1 利用申請書 … 次ページの令和6年度用のものをご利用ください。
- 2 勤務証明書 … 各保護者分、学童保育所入所等申請用の専用様式
複数の勤務先がある場合、すべての勤務先で記入してもらってください。
- ※ 個人事業主の方は2022年分の確定申告書もしくは「令和5年度市・都民税申告書」の写し、開業届、営業許可証、確定申告のための帳票類、請負契約書、業務委託契約書のいずれかの写しを提出してください。（令和6年度より申請時に提出が必要になりましたので、ご注意ください。）
- ※ 学童保育所と併せて申請する場合や、きょうだいで申請する場合、勤務証明は1セットで可。
- ※ 就労以外の要件で申請される場合、申請理由書や診断書等は、令和6年度学童保育所入所申請のご案内の物をお使いいただくか、市ホームページにあるデータを各自で印刷しご使用ください。
申請受付場所は、子ども育成課と電子申請のみです。

＜利用決定の判定＞

- 1 応募が多数の場合、利用決定の判定を行った結果待機となる場合があります。
- 2 利用決定の判定を行う際は、基本的に「令和6年度立川市学童保育所入所基準」（令和6年度立川市学童保育所入所申請のご案内参照。以下より「入所基準」と呼びます。）に準じて判定を行います。ただし、児童館ランドセル来館は日数・時間の要件はないため、入所基準のうち全体調整の17および18（勤務の終了時刻による減点と、保育料滞納による減点）については適用しません。

＜利用決定の通知＞

- 1 申請期間内にご申請いただいたご家庭には、3月上旬頃、利用承認通知書もしくは利用不承認通知書を郵送します。
- 2 申請期間以降については、利用開始月の前月末頃に、利用承認通知書もしくは利用不承認通知書を郵送します。
- 3 学童保育所への入所が決定している場合は除きます。
- 4 ランドセル来館の利用決定後に学童保育所の入所が決定した場合は、自動的にランドセル来館のご利用はできなくなります。児童館ランドセル来館利用終了届の提出は必要ありません。

＜ご利用いただける児童館、児童会館＞

立川市児童館・児童会館			
名称	住所	電話番号	休館日
富士見児童館	富士見町7-7-12	525-9020	館内整理日（月1回） 年末年始、祝日 ※子どもの日は開館
錦児童館	錦町3-12-1	525-6684	
羽衣児童館	羽衣町2-44-16	526-2336	
高松児童館	高松2-25-26	528-2925	
若葉児童館	若葉町4-25-114	536-1400	
幸児童館	幸町2-19-1	537-0358	
上砂児童館	上砂町1-13-1	535-1557	
西砂児童館	一番町6-8-37	531-0433	
西立川児童会館	富士見町1-23-6	525-0571	館内整理日（月1回） 年末年始、日曜、祝日 ※子どもの日は開館

- ※ 上記の児童館は指定管理者制度導入により、民間事業者が運営しています。
- ※ 西立川児童会館は社会福祉法人西立川児童会館が運営しています。
- ※ 館内整理日は、原則毎月第一火曜日です。例外の月もございますので、ご利用の際はご注意ください。

＜ご利用にあたっての注意点＞

- 1 ランドセル来館の利用が決定した方は、児童館（児童会館）から自宅間の往復途上の事故等に対しても保険の対象となります。このため、利用決定後に日頃の来館時と帰宅時の経路の確認を行います。詳しくは利用承認通知書が届いた際の同封書類をご確認ください。
- 2 学校休業日については他のお子様と同じく、自由来館となりますのでご注意ください。
- 3 退館時間にはお子様に声かけを行うようにしていますが、ご家庭でもお子様とよく確認してください。

利用申請書（令和6年度用）

フリガナ			
保護者氏名	世帯主		
現住所	立川市 町 - -		
電話番号	() -	左記以外の連絡先	() -
上記以外の会社等緊急連絡先	() -		

児童館ランドセル来館の利用について、次のとおり申請します。

申請する児童の氏名（フリガナ）	生年月日	R6.4.1 現在の小学校名及び学年
	年 月 日	小学校 新 年
男・女		
利用を希望する児童館、児童会館 ※児童一人につき一か所のみ	<input type="checkbox"/> 西立川 <input type="checkbox"/> 富士見 <input type="checkbox"/> 錦 <input type="checkbox"/> 羽衣 <input type="checkbox"/> 高松 <input type="checkbox"/> 若葉 <input type="checkbox"/> 西砂 <input type="checkbox"/> 上砂 <input type="checkbox"/> 幸	
申請児童の心身等の状況 該当するものにチェックし、必要に応じて詳しい状況を記入してください。		
<input type="checkbox"/> 良好		
<input type="checkbox"/> アレルギーがある() <input type="checkbox"/> 通級中() 学級		
<input type="checkbox"/> その他気になることがある()		
その他（家庭の状況等） <input type="checkbox"/> ひとり親、単身赴任等 <input type="checkbox"/> DV等の支援措置を受けている		
併願の場合の希望順位（併願で申請している場合は、かっこ内に希望順位を記入してください。）		
学童保育所 () ・ サマー学童保育所 () ・ 児童館ランドセル来館 ()		

市処理欄

受付年月日	令和 年 月 日	受付場所	<input type="checkbox"/> 子ども育成課 <input type="checkbox"/> 学童保育所 <input type="checkbox"/> 児童館（児童会館）	受付者
勤務証明	他添付書類	きょうだい申請	備考・注意事項	
		兄・弟・姉・妹		

切取り線